

令和 8 年 6 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

令和 8 年 6 月 1 日



## も く じ

|           |                                                   |     |
|-----------|---------------------------------------------------|-----|
| 報告第 3 号   | 物損事故に係る専決処分の報告について-----                           | 5   |
| 報告第 4 号   | 令和 7 年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ<br>いて-----          | 7   |
| 報告第 5 号   | 令和 7 年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関<br>する計画の報告について----- | 1 1 |
| 議案第 4 8 号 | 令和 8 年度大東市一般会計補正予算（第 2 次）について-----                | 別冊  |
| 議案第 4 9 号 | 令和 8 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 1 次）につ<br>いて-----        | 別冊  |
| 議案第 5 0 号 | 令和 8 年度大東市水道事業会計補正予算（第 1 次）について-----              | 別冊  |
| 議案第 5 1 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 1 4 |
| 議案第 5 2 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 1 5 |
| 議案第 5 3 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 1 6 |
| 議案第 5 4 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 1 7 |
| 議案第 5 5 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 1 8 |
| 議案第 5 6 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 1 9 |
| 議案第 5 7 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 2 0 |
| 議案第 5 8 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 2 1 |
| 議案第 5 9 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 2 2 |
| 議案第 6 0 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 2 3 |
| 議案第 6 1 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 2 4 |
| 議案第 6 2 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 2 5 |
| 議案第 6 3 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 2 6 |
| 議案第 6 4 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 2 7 |
| 議案第 6 5 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 2 8 |
| 議案第 6 6 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 2 9 |
| 議案第 6 7 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 3 0 |
| 議案第 6 8 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 3 1 |
| 議案第 6 9 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                            | 3 2 |

|           |                                                               |     |
|-----------|---------------------------------------------------------------|-----|
| 議案第 7 0 号 | 大東市農業委員会委員の任命について-----                                        | 3 3 |
| 議案第 7 1 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について-----                                        | 3 4 |
| 議案第 7 2 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について-----                                        | 3 5 |
| 議案第 7 3 号 | 市道路線の認定について-----                                              | 3 6 |
| 議案第 7 4 号 | 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴<br>う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について----- | 3 7 |
| 議案第 7 5 号 | 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につ<br>いて-----                        | 3 9 |
| 議案第 7 6 号 | R 8 深野北谷川線橋梁（下部工 A 2）整備工事請負契約に<br>ついて-----                    | 4 1 |
| 議案第 7 7 号 | 大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正<br>する条例について-----                  | 4 2 |
| 議案第 7 8 号 | 大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部<br>を改正する条例について-----               | 4 5 |

## 報告第3号

## 物損事故に係る専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂伸子

- |               |                                                                                                                                                                                                     |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 専 決 処 分 の 日 | 令和8年4月22日                                                                                                                                                                                           |
| 2 損害賠償の相手方    | <div> </div> <div> </div>                                                                                                                                                                           |
| 3 損 害 賠 償 の 額 | 金616,600円                                                                                                                                                                                           |
| 4 損害賠償の理由     | 令和7年11月30日大東市立西部図書館駐車場において、<br>相手方自動車は駐車場ゲートの鎖が下降したことを確認の上<br>出庫しようとしたところ、入庫待ちの他の自動車と対面し、<br>当該自動車が後退したことにより駐車場ゲートのセンサーが<br>反応し、ゲートの鎖が上昇したため、相手方自動車と当該鎖<br>が接触し、相手方自動車を損傷させたので、これに対する損<br>害を賠償するため。 |



## 報告第4号

### 令和7年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和7年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により調製したので、同項の規定により次のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

令和7年度大東市一般会計

| 款   | 項         | 事業名               | 金額            | 翌年度繰越額        |
|-----|-----------|-------------------|---------------|---------------|
| 総務費 | 戸籍住民基本台帳費 | 戸籍住民基本台帳事務経費      | 15,180,000    | 8,954,000     |
| 民生費 | 民生管理費     | 物価高騰市民生活支援事業      | 993,007,000   | 519,343,000   |
| 民生費 | 児童福祉費     | 物価高対応子育て応援手当(2万円) | 38,757,000    | 30,152,000    |
| 土木費 | 道路橋りょう費   | 道路新設改良事業          | 12,095,000    | 7,749,000     |
| 土木費 | 都市計画費     | 野崎駅・四条畷駅周辺整備事業    | 282,299,000   | 244,047,000   |
| 土木費 | 住宅費       | 住宅管理経費(資産経営)      | 1,922,000     | 1,922,000     |
| 土木費 | 河川費       | ポンプ場維持管理経費        | 402,210,000   | 402,210,000   |
| 消防費 | 消防費       | 防災無線対策経費          | 7,217,000     | 7,217,000     |
| 教育費 | 小学校費      | 小学校維持管理・保健経費      | 3,270,408,000 | 3,270,408,000 |
| 教育費 | 中学校費      | 中学校維持管理・保健経費      | 13,330,000    | 13,330,000    |
| 合 計 |           |                   | 5,036,425,000 | 4,505,332,000 |

繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

| 左の財源内訳           |               |      |               |             |        |
|------------------|---------------|------|---------------|-------------|--------|
| 既 収 入<br>特 定 財 源 | 未収入特定財源       |      |               |             | 一般財源   |
|                  | 国庫支出金         | 府支出金 | 地方債           | その他<br>特定財源 |        |
|                  | 8,954,000     |      |               |             |        |
| 213,310,000      | 306,033,000   |      |               |             |        |
|                  | 30,152,000    |      |               |             |        |
| 7,749,000        |               |      |               |             |        |
| 46,340,000       | 73,100,000    |      | 123,600,000   | 1,007,000   |        |
| 1,922,000        |               |      |               |             |        |
|                  |               |      | 402,200,000   |             | 10,000 |
|                  |               |      | 7,200,000     |             | 17,000 |
| 2,421,000        | 583,087,000   |      | 2,684,900,000 |             |        |
| 88,000           | 4,442,000     |      | 8,800,000     |             |        |
| 271,830,000      | 1,005,768,000 | 0    | 3,226,700,000 | 1,007,000   | 27,000 |





## 報告第5号

令和7年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画の報告  
について

令和7年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画について、地方公  
営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告す  
る。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

令和 7 年度大東市水道

事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

| 款           | 項           | 事業名        | 予算<br>計上額       | 支払義務<br>発生額 | 翌年度<br>繰越額      |
|-------------|-------------|------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 1 資本的<br>支出 | 1 建設<br>改良費 | 管路更新<br>事業 | 円<br>61,963,000 | 円<br>0      | 円<br>53,044,200 |
| 計           |             |            | 61,963,000      | 0           | 53,044,200      |

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

| 左の財源内訳          |                 | 不<br>用<br>額    | 翌年度繰越額<br>に係る繰越を<br>要するたな卸<br>資産の購入限<br>度額 | 説<br>明                                                                                                            |
|-----------------|-----------------|----------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金             | 損益勘定<br>留保資金    |                |                                            |                                                                                                                   |
| 円<br>12,000,000 | 円<br>41,044,200 | 円<br>8,918,800 | 円<br>0                                     | 諸福中垣内線配水管布設替<br>工事（R 7－1）について、<br>令和 8 年度予定の交付金対<br>象事業を、国からの追加配<br>分により令和 7 年度へ前倒<br>しを行ったが、年度中の完<br>了ができなかったため。 |
| 12,000,000      | 41,044,200      | 8,918,800      | 0                                          |                                                                                                                   |

議案第51号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 杉本 美雪氏の任期が、令和8年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

|      |         |
|------|---------|
| 住 所  |         |
| 氏 名  | 杉 本 美 雪 |
| 生年月日 |         |

| 公 職 歴 |    |    |      |            |
|-------|----|----|------|------------|
| 令和    | 2年 | 5月 | ～ 現在 | 大東市議会議員    |
| 令和    | 5年 | 7月 | ～ 現在 | 大東市農業委員会委員 |

議案第52号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 木村 晴男氏の任期が、令和8年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

|      |         |
|------|---------|
| 住 所  |         |
| 氏 名  | 木 村 晴 男 |
| 生年月日 |         |

| 公 職 歴    |     |   |    |            |
|----------|-----|---|----|------------|
| 平成 3 年   | 1 月 | ～ | 現在 | 保護司        |
| 平成 2 3 年 | 7 月 | ～ | 現在 | 大東市農業委員会委員 |

議案第 53 号

## 大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 小面 繁保氏の任期が、令和８年７月１９日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

住所

氏 名

小 面 繁 保

生年月日

公 職 歷

令和 5 年 7 月 ～ 現在 大東市農業委員会委員

議案第 54 号

## 大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

住所

© 2006 The Authors

氏 名

谷 村 憲 司

生年月日

\_\_\_\_\_

議案第 55 号

## 大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 辻田 茂氏の任期が、令和８年７月１９日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

住所

氏 名

辻 田 茂

生年月日

公 職 歷

平成23年 7月 ～ 現在 大東市農業委員会委員



議案第56号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 大面 寛治氏の任期が、令和8年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

|      |         |
|------|---------|
| 住 所  |         |
| 氏 名  | 大 面 寛 治 |
| 生年月日 |         |

|               |            |
|---------------|------------|
| 公 職 歴         |            |
| 平成26年 7月 ～ 現在 | 大東市農業委員会委員 |

議案第 57 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 和田 義己氏の任期が、令和 8 年 7 月 19 日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

|      |       |
|------|-------|
| 住 所  |       |
| 氏 名  | 和田 義己 |
| 生年月日 |       |

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 公 職 歴           |            |
| 令和 5 年 7 月 ～ 現在 | 大東市農業委員会委員 |

議案第58号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 吉川 正芳氏の任期が、令和8年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

|      |         |
|------|---------|
| 住 所  |         |
| 氏 名  | 吉 川 正 芳 |
| 生年月日 |         |

|               |            |
|---------------|------------|
| 公 職 歴         |            |
| 平成29年 7月 ～ 現在 | 大東市農業委員会委員 |

議案第59号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 高木 正氏の任期が、令和8年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

|      |       |
|------|-------|
| 住 所  |       |
| 氏 名  | 高 木 正 |
| 生年月日 |       |

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 公 職 歴           |            |
| 令和 5 年 7 月 ～ 現在 | 大東市農業委員会委員 |

議案第 60 号

## 大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

住所

\_\_\_\_\_

氏 名

橋 本 正 久

生年月日

© 2006 The Authors

議案第 6 1 号

## 大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

住所

\_\_\_\_\_

氏 名

中 野 利 秀

生年月日

████████████████████

議案第 62 号

## 大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

住所

\_\_\_\_\_

氏 名

松 原 秀 一

生年月日

████████████████████

議案第 63 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 北田 敏雄氏の任期が、令和 8 年 7 月 19 日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

|      |         |
|------|---------|
| 住 所  |         |
| 氏 名  | 北 田 敏 雄 |
| 生年月日 |         |

|                  |            |
|------------------|------------|
| 公 職 歴            |            |
| 平成 29 年 7 月 ～ 現在 | 大東市農業委員会委員 |



議案第64号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 北村 允氏の任期が、令和8年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

|      |       |
|------|-------|
| 住 所  |       |
| 氏 名  | 北 村 允 |
| 生年月日 |       |

| 公 職 歴               |                                      |
|---------------------|--------------------------------------|
| 昭和44年 4月            | 大東市奉職                                |
| 平成15年 4月 ～ 平成17年 3月 | 選挙管理委員会事務局長<br>公平委員会事務局長<br>監査委員事務局長 |
| 平成17年 4月 ～ 平成19年 3月 | 教育委員会事務局生涯学習部長                       |
| 令和 2年 7月 ～ 現在       | 大東市農業委員会委員                           |

議案第 65 号

## 大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 阪本 清氏の任期が、令和８年７月１９日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

住所

氏 名

阪 本 清

生年月日

公 職 歷

平成29年 7月 ～ 現在 大東市農業委員会委員

議案第 66 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 濱元 英徳氏の任期が、令和 8 年 7 月 19 日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

|      |         |
|------|---------|
| 住 所  |         |
| 氏 名  | 濱 元 英 徳 |
| 生年月日 |         |

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 公 職 歴           |            |
| 令和 5 年 7 月 ～ 現在 | 大東市農業委員会委員 |

議案第 67 号

## 大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

住所

\_\_\_\_\_

氏 名

橋 本 博 司

生年月日

████████████████████

議案第 68 号

## 大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 辻本 利香氏の任期が、令和８年７月１９日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

住所

氏 名

利 香 本 辻

生年月日

公 職 歷

令和 5 年 7 月 ～ 現在 大東市農業委員会委員

議案第 69 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 大東 昌彦氏の任期が、令和 8 年 7 月 19 日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

|      |         |
|------|---------|
| 住 所  |         |
| 氏 名  | 大 東 昌 彦 |
| 生年月日 |         |

|                          |            |
|--------------------------|------------|
| 公 職 歴                    |            |
| 平成 27 年 1 月 ～ 令和 8 年 3 月 | 保護司        |
| 令和 5 年 7 月 ～ 現在          | 大東市農業委員会委員 |

議案第70号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂伸子

|      |         |
|------|---------|
| 住 所  |         |
| 氏 名  | 見 浪 雅 博 |
| 生年月日 |         |

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| 公 職 歴                   |            |
| 令和 2 年 7 月 ～ 令和 5 年 7 月 | 大東市農業委員会委員 |

議案第 7 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 北田 好美氏の任期が、令和 8 年 1 2 月 3 1 日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

|      |         |
|------|---------|
| 住 所  |         |
| 氏 名  | 北 田 好 美 |
| 生年月日 |         |

|                             |        |
|-----------------------------|--------|
| 公 職 歴                       |        |
| 昭和 5 4 年 4 月 ～ 平成 3 1 年 3 月 | 大東市奉職  |
| 令和 3 年 1 月 ～ 現在             | 人権擁護委員 |



議案第 72 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 夏田 美智子氏の任期が、令和 8 年 12 月 31 日満了するにつき、その後任として法務大臣に対し、次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

|      |         |
|------|---------|
| 住 所  |         |
| 氏 名  | 北 本 純 子 |
| 生年月日 |         |

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 公 職 歴           |                |
| 令和 6 年 7 月 ～ 現在 | 大東市情報公開審査会委員   |
| 令和 6 年 7 月 ～ 現在 | 大東市個人情報保護審査会委員 |

## 議案第73号

### 市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

#### 認定する路線

- |             |                                             |
|-------------|---------------------------------------------|
| 1 三箇一丁目10号線 | （起点）大東市三箇一丁目76番3先<br>（終点）大東市三箇一丁目77番7先      |
| 2 北条三丁目1号線  | （起点）大東市北条三丁目1903番4先<br>（終点）大東市北条三丁目1903番8先  |
| 3 御供田二丁目2号線 | （起点）大東市御供田二丁目206番4先<br>（終点）大東市御供田二丁目206番12先 |

#### 理 由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により築造された開発道路を市道として認定するため。

## 議案第 74 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道  
企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、大阪広域水道  
企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する  
事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町  
村と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業  
の経営に関する事務を追加することに伴い、大阪広域水道企業団規約を変更するため。

## 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪広域水道企業団規約（平成２２年１１月２日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第２中「岸和田市」の次に「、泉大津市」を、「富田林市」の次に「、箕面市」を、「柏原市」の次に「、門真市」を加える。

### 附 則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議案第 75 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について、関係市町村と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）の改正に伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更するため。

## 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年１月１７日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

第１７条第１項第４号を次のように改める。

（４）医療情報基盤・診療報酬審査支払機構交付金

### 附 則

この規約は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第76号

R8 深野北谷川線橋梁（下部工 A2）整備工事請負契約について

R8 深野北谷川線橋梁（下部工 A2）整備工事請負契約を次のとおり締結する。

令和8年6月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

- |          |                                            |
|----------|--------------------------------------------|
| 1 契約の目的  | R8 深野北谷川線橋梁（下部工 A2）整備工事                    |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                     |
| 3 契約の金額  | 金180,671,700円                              |
| 4 契約の相手方 | 堺市西区浜寺船尾町西5丁6番地<br>株式会社橋本建設<br>代表取締役 橋本 紀和 |

理 由

締結しようとする契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が1億5,000万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第 77 号

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

市民等により排出された資源ごみ及び粗大ごみの持ち去り行為を禁止することに伴い、  
所要の改正を行うため。



# 大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和     年     月     日  
条 例 第             号

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 補則（第28条—第33条）」を  
「第7章 補則（第28条—第33条）  
第8章 罰則（第34条・第35条）」に改める。  
第9条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。  
第14条の次に次の1条を加える。

（収集又は運搬の禁止等）

第14条の2 市又は市長から一般廃棄物の収集又は運搬に関する業務の委託を受けた者以外の者は、処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物のうち、次に掲げるものを収集し、又は運搬してはならない。

(1) 資源ごみ

(2) 粗大ごみ（市長が収集又は運搬に係る申込みを受け付けた廃棄物であつて、当該申込みを受け付けたときに発行する番号その他廃棄物を排出した者を特定することができる情報を記載したものが貼付されたものをいう。以下同じ。）

2 市長は、前項の規定に違反して廃棄物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命じることができる。

本則に次の1章を加える。

## 第8章 罰則

第34条 第14条の2第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第 78 号

大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
について

大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

理 由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）の一部が、令和 8 年 9 月 24 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（案）

令和     年     月     日  
条 例 第                      号

大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。



|       |
|-------|
| 印刷物番号 |
|-------|

|         |
|---------|
| 8 - 1 2 |
|---------|